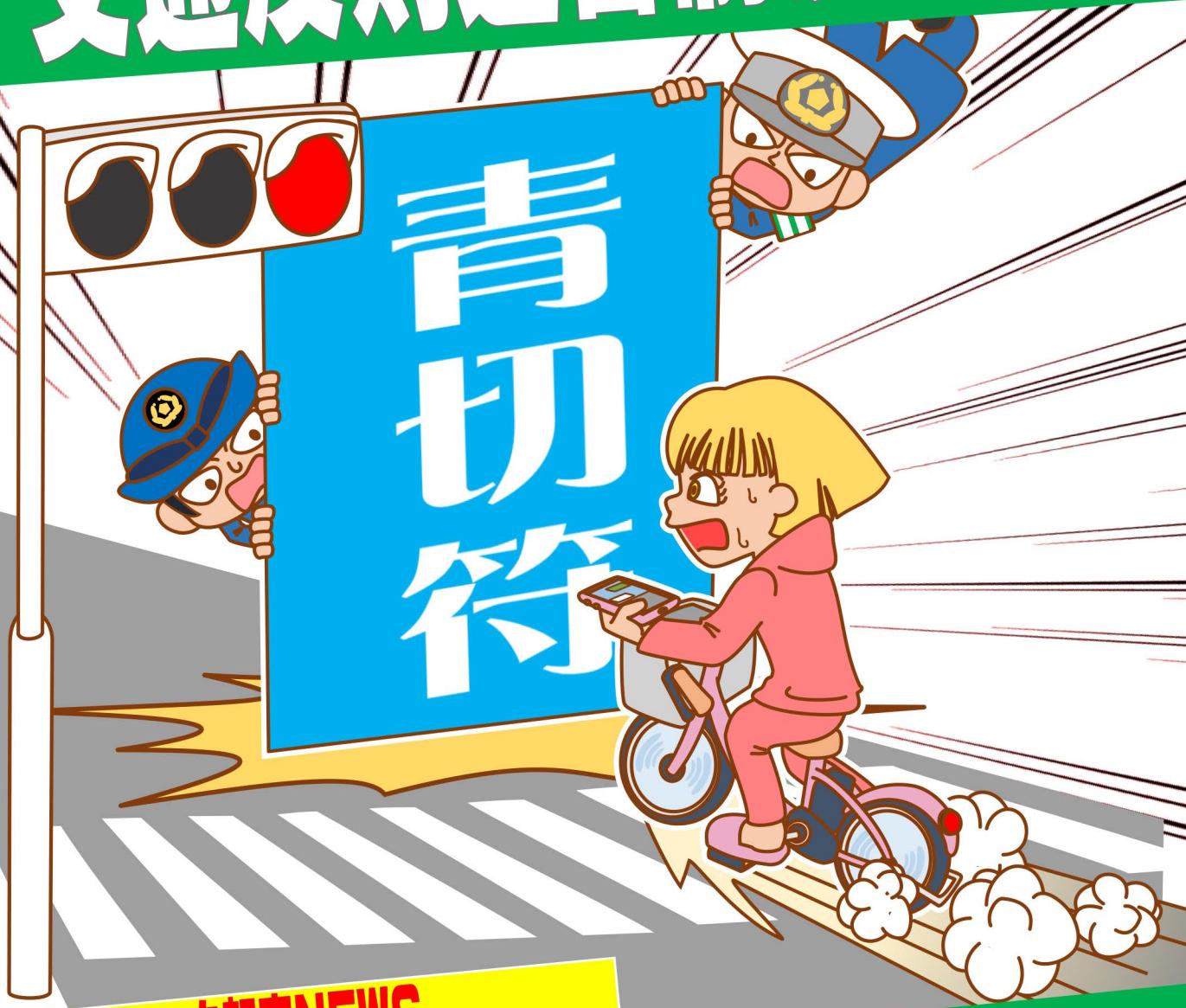


# 自転車も 2026年4月1日 交通反則通告制度開始



自転車NEWS  
交通反則通告制度対象の違反編

警視庁交通部

※自転車の運転者(16歳未満の者を除く)がした  
一定の違反が交通反則通告制度の対象となります。

警視庁ホームページ  
【自転車の交通安全】



# 青切符により検挙される違反例

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、**危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反**であったときは検挙を行います。

## 信号無視

6,000円

点滅信号を無視した場合  
5,000円

## 一時不停止

5,000円

## 右側通行

6,000円

## 携帯電話使用等 (保持)

12,000円

## 遮断踏切 立入り

7,000円

## 制動装置 (ブレーキ)不良

5,000円

※これらの違反は一例になります。

詳しくは  
ココを見てヨシ！

警視庁ホームページ  
【交通反則通告制度】



さらに！

信号無視等の16種類の交通違反で、3年以内に2回以上反復して検挙され又は交通事故を起こしたとき、都道府県公安委員会により、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

重大な違反※をしたとき又は交通事故を起こしたときは、刑事手続(赤切符)で検挙されます。

※ 酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転、携帯電話使用等(交通の危険)

街とともに。人とともに。  
FOR MORE COMMUNICATION

警 視 庁

警視庁交通部  
特設サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！  
**TOKYO SAFETY ACTION**  
<https://www.safetyaction.tokyo/>



# 自転車への 交通反則通告制度 青切符の導入

自転車の交通違反で検挙された後の手続きが大きく変わります

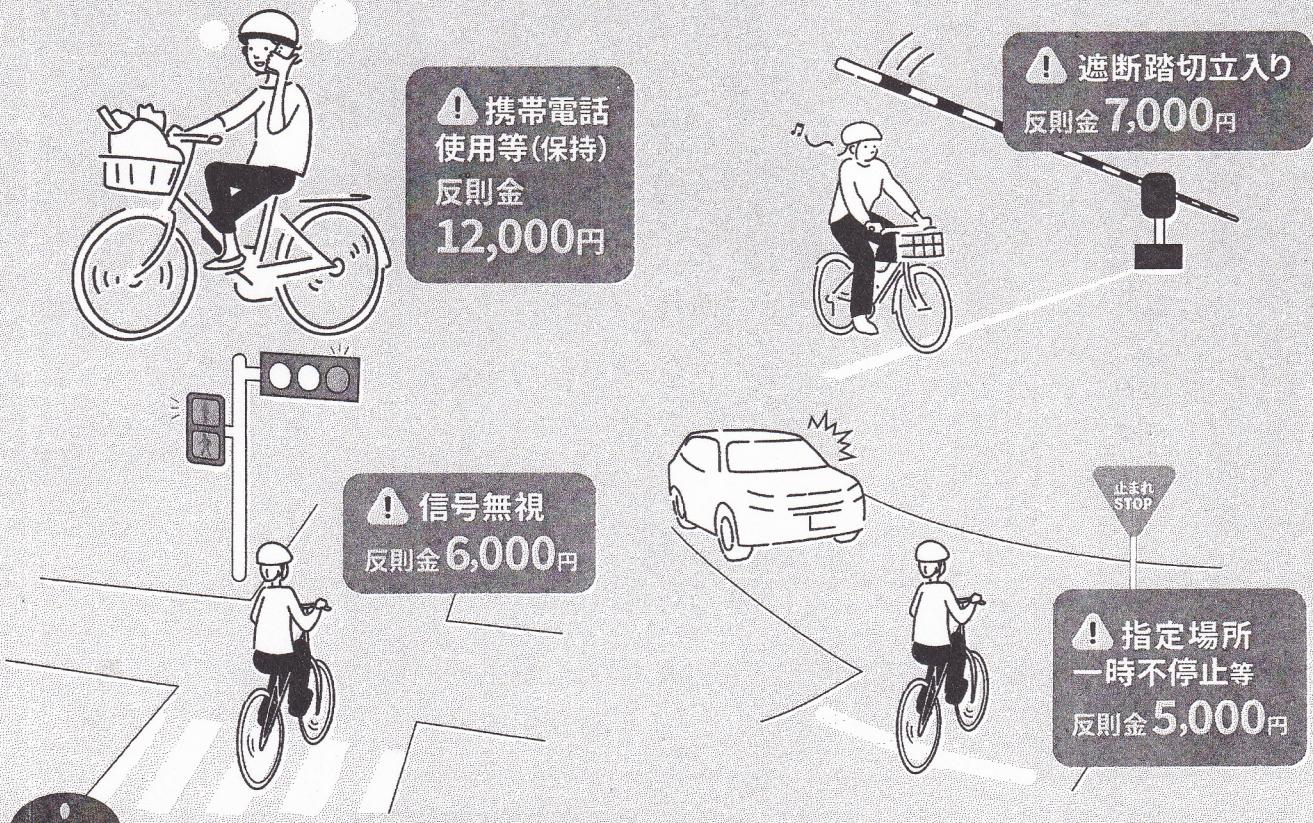
青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了→前科はつきません！

重大な違反や違反により実際に交通事故を発生させたとき→赤切符等による刑事手続

令和8年4月1日から適用

取締りの対象年齢は16歳以上

対象となる違反行為は100種類以上



## 取締りの基本的な考え方

自転車の運転者による反則行為のうち、交通事故につながる危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わず違反行為を継続した場合といった、悪質・危険な行為が自転車の交通違反の取締り対象となります。

詳しくは  
自転車ルールブック（警察庁交通局）



**自転車に乗ることはヘルメットを着用しましょう**  
**大阪府自転車条例では、自転車保険に加入することが義務付けられています**